

**入学料減免及び徴収猶予確認書**  
**【令和8(2026)年4月学士課程入学者】**

入学料減免又は徴収猶予を申請いたします。

学域等名  融合学域  人間社会学域  理工学域  医薬保健学域  
※該当学域等に☑を入れてください  総合教育部 (  文系一括  理系一括 )

学類等名  
※総合教育部は不要

受験番号

氏名 (署名)

連絡先 (携帯)

連絡先 (Email)

該当する申請区分にチェック☑を入れ、**入学手続書類と併せて提出**してください。

入学手続システムの「学籍関連情報登録」では、「入学料免除（徴収猶予）」を「申請する」で登録してください。

**申請の結果通知があるまで入学料を納入する必要はありません。**

**【申請区分】**

**【A】 修学支援新制度（入学料・授業料減免及び給付奨学金）**

- ① **予約採用候補者**：高等学校等在学中に給付奨学金「予約採用」に申込み、奨学生採用候補者に決定している（貸与奨学金のみの奨学生採用候補者は対象外です）  
採用候補者決定通知を確認し、決定した支援区分にチェック☑を入れてください  
↳ 多子世帯で第Ⅰ～Ⅳ区分としても採用されている場合、それぞれにチェック☑してください。  
 第Ⅰ区分（全額の支援）  第Ⅱ区分（2/3の支援）  
 第Ⅲ区分（1/3の支援）  第Ⅳ区分（1/4の支援）  
 多子世帯（全額の支援）

- ② **給付奨学金「在学採用」申込予定者**：入学後4月に「在学採用」で申込み  
予約採用されていない多子世帯<sup>†</sup>への支援希望者は、「在学採用」に申し込んでください。

- ③ **家計急変採用申込予定者**：入学後4月に「家計急変」で申込み

**【B】 本学独自の入学料免除**（以下に該当する者のみ申請できます。）

- ① **大規模災害等による家計急変者（Aと併願可能）**  
能登半島地震・能登豪雨等の大規模災害（激甚災害又はこれに類するもの）又は新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生対象

**【C】 本学独自の入学料徴収猶予**（以下に該当する者のみ申請できます。）

許可された場合、入学料の納入期限を令和8年9月30日まで延長します。免除ではありません。

- ① **外国籍で、修学支援新制度の対象とならない者**

<sup>†</sup> 令和7年4月から多子世帯の学生への入学料・授業料無償化が開始されました。授業料等の無償化には所得制限はありませんが、給付奨学金の支給には所得制限があります。